

豊かな人間形成をめざす 生がい教育

教育相談の御案内

福島県教育センター

幼児・児童・生徒のいろいろな問題について、臨床心理学や医学面からの相談助言・矯正指導を行っています。次の1・2について、相談を希望されるかたは下記に申し込んで下さい。

〒960-01 福島市瀬上町五月田16 福島県教育センター研究相談部
TEL (0245) 53-3141 (内線28)

1. 相談内容は次のようになっております。

- (イ) 知能や学業に関する事。
- (ロ) 性格や行動に関する事。
- (ハ) 進路や適性に関する事。
- (ニ) 身体や神経に関する事。
- (ホ) 子供の教育一般に関する事。

2. 相談の申し込み方法

相談の申し込みは予約制となっております。相談したい内容を電話あるいは書信で申し出て、面接日の指定をうけて下さい。

○昭和51年度の相談延件数は、下表のとおりです。

区分	幼児	小	中	高	一般	教員	計
件数	284	276	128	59	7	32	786

3. 登校拒否について

- 登校拒否児童・生徒（怠学とは違う）の来談が増えています。（登校拒否症と怠学の見分け方は、センター所報32号を参照して下さい。）相談申し込みに際し、登校拒否児童・生徒の取り扱いには、次の(1)～(10)を参考として下さい。
 - (1) 登校させるためのしげきをいっさいやめること。（特に重症の場合）
 - (2) 子供の生活いっさいを、子供にまかせること。
 - (3) 子供への奉仕を極力おさえること。（食事・洗たくのみにとどめて下さい。）
 - (4) 子供の忍耐力を育て、自立できるようにくふうすること。
 - (5) 理性や分別の発達が進められたら、家事手伝い等に責任をもたせること。
 - (6) 部屋を単独で与えていない場合は、カーテンで仕切るなど、何らかの配慮をすること。
 - (7) 学校側との連絡を絶やさぬこと。
 - (8) 友達との遊びが最良の薬と考え、友達とよく遊ばせること。
 - (9) 小づかいや品物は日をきめて与え、せがまれても、それ以外は与えないこと。
 - (10) 良いことや、きまりが守れた時は、ほめること。
- 登校拒否症の治療には、最低3か月、普通は6か月から1年くらいかかります。
- したがって、あまり重症にならないうちに、教育センターの方に相談して下さい。

限りない力と豊かな心

53全国高校総体(昭和53年8月)を成功させよう